

内閣人第

四二号

起案

令和三年三月二十五日

裁可	上奏	决定	令和三年三月二六日
令和	年月日	年月日	年月日

施行	令和年月日
令和	年月日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣總務官

幹立

内閣總務官

内閣總務官

内

閣

麻生国務大臣
武田国務大臣
上川国務大臣
茂木国務大臣
萩生田国務大臣

田村国務大臣
野上国務大臣
梶山国務大臣
赤羽国務大臣
河野国務大臣

岸国務大臣
井上国務大臣
小此木国務大臣
加藤国務大臣
平沢国務大臣

坂本国務大臣
西村国務大臣
平井国務大臣
丸川国務大臣

人事官等の任命について、別紙のとおり両議院の同意を求めることがいたしたい。

◎閣議決定人事（任命につき両議院の同意を求めるの件）

1. 人事官（1名）

かわ もと ゆう こ
(早稲田大学大学院経営管理研究科教授) 川本裕子(新任)

2. 食品安全委員会委員（6名）

わき まさ こ 脇 昌子(新任)	かわ にし とおる 川 西徹(再任)	あさ の さとし 浅 野哲(新任)	い とう みつる 伊 藤充(再任)	か さい (吉 田充)	たか はら わ き 香 西みどり(再任)	たか はら わ き (科学ジャーナリスト) 高 原和紀(新任)	か さい (松 永和紀)
(地独)静岡市立静岡病院理事兼病院長補佐) (元国立医薬品食品衛生研究所所長) (国際医療福祉大学薬学部教授) (日本獣医生命科学大学応用生命科学部教授) (お茶の水女子大学基幹研究院教授)							

3. 預金保険機構理事（2名）

おお つか ひで みつ
大 塚 英 充(新任)
ふく た まさ のぶ
(警察庁長官官房付) 福 田 正 信(新任)

4. 国地方係争処理委員会委員（5名）

きく ち よう いち 菊 池 洋 一(新任)	やま だ とし お (弁護士、元広島高等裁判所長官)	こ たか しょう 山 田 俊 雄(新任)	せい い ち とも こ 小 高 咲(新任)	つじ た く や (西南学院大学法学部教授)	辻 琢也(再任)
(東京都立大学法学部教授、元さいたま地方裁判所長) (株)北海道二十一世紀総合研究所副社長執行役員) (一橋大学大学院法学研究科教授)					

5. 公害等調整委員会委員（2名）

わ こ う とし ひこ
若 生 俊 彦(新任)
おお はし よう いち
(富士通(株)シニアアドバイザー、元総務省総務審議官)
(学習院大学専門職大学院法務研究科教授) 大 橋 洋 一(新任)

6. 日本銀行政策委員会審議委員（1名）

(野村アセットマネジメント(株)CEO 兼代表取締役社長) 中川順子(新任)

なか がわ じゅん こ

7. 労働保険審査会委員（1名）

(医師) 植木敬介(新任)

うえ き けい すけ

8. 中央社会保険医療協議会公益委員（2名）

(慶應義塾大学環境情報学部教授) 秋山美紀(再任)

あき やま み き

(東京大学大学院経済学研究科教授) 飯塚敏晃(新任)

いい づか とし あき

9. 運輸審議会委員（1名）

(元日本通運(株)常勤監査役) 和田貴志(再任)

わ だ たか し

(案1)

内閣人第 号一1
令和3年 月 日

衆議院議長
参議院議長 } あて（各通）

内閣総理大臣

下記の者を人事官に任命いたしたいので、国家公務員法第5条第1項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(6月21日任期満了の一宮なほみの後任) 川本裕子

(案2)

内閣人第 号-2
令和3年 月 日

衆議院議長
参議院議長 } あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を食品安全委員会委員に任命いたしたいので、食品安全基本法
第29条第1項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(6月30日任期満了の佐藤 洋の後任)	脇 昌子
(同 日任期満了による再任)	川 西 徹
(同 日任期満了の吉田 緑の後任)	浅 野 哲
(同 日任期満了による再任)	伊 藤 充 (吉 田 充)
(同 日任期満了による再任)	香 西 みどり
(同 日任期満了の堀口逸子の後任)	高 原 和 紀 (松 永 和 紀)

(案3)

内閣人第 号-3
令和3年 月 日

衆議院議長
参議院議長 } あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を預金保険機構理事に任命いたしたいので、預金保険法第26条
第1項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(9月7日任期満了の手塚明良の後任)

大塚英充

(同 日任期満了の内藤浩文の後任)

福田正信

(案4)

内閣人第 号-4
令和3年 月 日

衆議院議長
参議院議長 } あて (各通)

内閣總理大臣

下記の者を国地方係争処理委員会委員に任命いたしたいので、地方自治法第250条の9第1項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(4月16日任期満了の富越和厚の後任)
(同 日任期満了の成瀬純子の後任)
(同 日任期満了の牛尾陽子の後任)
(同 日任期満了の斎藤 誠の後任)
(同 日任期満了による再任)

菊池洋一
山田俊雄
小高咲
勢一智子
辻琢也

(案5)

内閣人第 号-5
令和3年 月 日

衆議院議長
参議院議長 } あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を公害等調整委員会委員に任命いたしたいので、公害等調整委員会設置法第7条第1項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(6月30日任期満了の松田隆利の後任) 若生俊彦

(同 日任期満了の高橋滋の後任) 大橋洋一

(案 6)

内閣人第 号 - 6
令和 3 年 月 日

衆議院議長
参議院議長 } あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命いたしたいので、日本銀行法
第 23 条第 2 項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(6 月 29 日任期満了の西田貴子の後任) 中川順子

(案 7)

内閣人第 号 - 7
令和 3 年 月 日

衆議院議長 }
参議院議長 } あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を労働保険審査会委員に任命いたしたいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第 27 条第 1 項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(6月30日任期満了の渡邊英寿の後任) 植木敬介

(案8)

内閣人第 号-8
令和3年 月 日

衆議院議長
参議院議長 } あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命いたしたいので、社会保険医療協議会法第3条第6項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(6月20日任期満了による再任) 秋山美紀

(6月14日任期満了の荒井 耕の後任) 飯塚敏晃

(案9)

内閣人第 号-9
令和3年 月 日

衆議院議長
参議院議長 } あて (各通)

内閣総理大臣

下記の者を運輸審議会委員に任命いたしたいので、国土交通省設置法
第18条第1項の規定に基づき貴院の同意を求めます。

記

(7月5日任期満了による再任) 和田貴志

府人第262号
令和3年3月24日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

内閣総理大臣 菅 義偉 (公印省略)

食品安全委員会委員、預金保険機構理事及び公害等調整委員会委員の任命について

標記の件について、別紙のとおり発令いたしたいので、各規定に基づく両議院の同意が得られるようよろしくお取り計らい願います。

別 紙

○食品安全基本法（第29条第1項）

((地独) 静岡市立静岡病院理事兼病院長補佐)
(元国立医薬品食品衛生研究所所長)
(国際医療福祉大学薬学部教授)
(日本獣医生命科学大学応用生命科学部教授)

(お茶の水女子大学基幹研究院教授)
(科学ジャーナリスト)

脇 昌子
川西 徹
浅野 哲
伊藤 充
(吉田 充)
香西 みどり
高原 和紀
(松永 和紀)

食品安全委員会委員に任命する（各通）

○預金保険法（第26条第1項）

((株) 東京クレジットサービス代表取締役社長、
元（株）三菱東京UFJ銀行執行役員国際審査部長)
(警察庁長官官房付（元福岡県警察本部長）)

大塚 英充
福田 正信

預金保険機構理事に任命する（各通）

○公害等調整委員会設置法（第7条第1項）

(富士通（株）シニアアドバイザー、元総務省総務審議官)
(学習院大学専門職大学院法務研究科教授)

若生 俊彦
大橋 洋一

公害等調整委員会委員に任命する（各通）

総官秘秘第41号
令和3年3月24日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

総務大臣 武田 良太

国地方係争処理委員会委員の任命について

標記について、地方自治法第250条の9第1項の規定に基づき、両議院の同意を得られるよう、よろしくお取り計らい願います。

記

国地方係争処理委員会委員

菊池 洋一
山田 俊雄
小高 咲
勢一 智子
辻 琢也

以上

厚生労働省発人0324第6号
令和3年3月24日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



労働保険審査会委員及び中央社会保険医療協議会公益委員の任命につき
両議院の同意を求ることについて

標記委員を任命するため、労働保険審査官及び労働保険審査会法第27条第1項の規定に基づき植木敬介について、社会保険医療協議会法第3条第6項の規定に基づき秋山美紀及び飯塚敏晃について、両議院の同意を得られるようよろしくお取り計らい願います。

国官人第2244号
令和3年3月24日

内閣総理大臣 菅 義 健 殿

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉
(公 印 省 略)

運輸審議会委員の任命につき両議院の同意を得ることについて

標記について、下記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第18条第1項の規定に基づき両議院の同意を得るようよろしくお取り計らい願います。

記

委 員 和 田 貴 志

以 上

人 事 官

かわもと ゆうこ
川本 裕子

生年月日 昭和33年5月31日(62歳)

昭和57年 3月 東京大学文学部社会心理学科卒業
4月 (株)東京銀行入行
61年 9月 英国オックスフォード大学大学院留学
63年 7月 同 経済学(開発経済学)
修土課程修了
9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社入社
平成13年 1月 同 シニアエクスペート
16年 4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
6月 (株)大阪証券取引所社外取締役
18年 6月 (株)ミレアホールディングス社外監査役
21年 3月 ヤマハ発動機(株)社外取締役
23年 9月 トムソン・ロイター発起人株会社理事
25年 6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ
非業務執行取締役
26年12月 国家公安委員会委員(令和元年12月まで)
28年 4月 早稲田大学大学院経営管理研究科教授
令和 2年 6月 ソフトバンクグループ(株)社外取締役
6月 パナソニック(株)社外取締役
6月 (株)新生銀行社外取締役
10月 早稲田大学ガバナンス&サステナビリティ研究所所長

現 職 早稲田大学大学院経営管理研究科教授(辞職予定)
早稲田大学ガバナンス&サステナビリティ研究所所長
(辞職予定)
トムソン・ロイター発起人株会社理事(辞職予定)
ソフトバンクグループ(株)社外取締役(辞職予定)
パナソニック(株)社外取締役(辞職予定)
(株)新生銀行社外取締役(辞職予定)

食品安全委員会委員

わき まさこ
脇 昌子

生年月日 昭和29年4月13日（66歳）

昭和54年 3月 徳島大学医学部医学科卒業
56年 6月 国立循環器病センター副センター長
62年 4月 医学博士（徳島大学）
平成 8年 9月 国立循環器病センター臨床栄養科医長
13年 4月 静岡市立静岡病院（平成28年に地方独立行政法人）
内分沁・代謝内科科長
22年 3月 京都大学医学部臨床教授
28年 4月 （地独）静岡市立静岡病院理事兼副病院長
4月 同 内分沁・代謝内科主任科長
令和 2年 4月 同 理事兼病院長補佐

現職 （地独）静岡市立静岡病院理事兼病院長補佐（辞職予定）
同 内分沁・代謝内科主任科長（辞職予定）
京都大学医学部臨床教授（辞職予定）

食品安全委員会委員

かわにし とおる
川西 徹

生年月日 昭和27年6月14日（68歳）

昭和51年 3月 東京大学薬学部卒業

53年 3月 同 大学院薬学系研究科修士課程修了

4月 国立衛生試験所安全性生物試験研究センター薬理部
研究員

60年 9月 薬学博士（東京大学）

平成14年 4月 国立医薬品食品衛生研究所生物薬品部長

18年 4月 同 薬品部長

23年 3月 同 副所長

25年 4月 同 所長

30年 7月 食品安全委員会委員（常勤）

現職 食品安全委員会委員（常勤）

食品安全委員会委員

あさの さとし
浅野 哲

生 年 月 日 昭和34年9月16日（61歳）

昭和59年 3月 富山医科薬科大学薬学部薬科学科卒業
61年 3月 同 大学院薬学研究科博士前期（修士）課程修了
4月 帝人（株）入社（同年5月から生物医学研究所研究員）
平成 7年 7月 医学博士（横浜市立大学）
10月 米国環境健康科学研究所客員研究員
9年 2月 帝人（株）医薬開発研究所グループ統括
14年 8月 グラクソ・スミスクライン（株）筑波研究所マネージャー
19年 1月 同 PMS部マネージャー
21年 9月 国際医療福祉大学薬学部教授

現 職 国際医療福祉大学薬学部教授（辞職予定）

食品安全委員会委員

いとう みつる
伊藤 充

(通称：吉田 充)

生 年 月 日 昭和31年9月22日（64歳）

昭和54年 3月 東京大学農学部農芸化学科卒業
56年 3月 同 大学院農学系研究科修士課程修了
4月 農林水産省農業技術研究所研究員
平成 2年 4月 同 農業環境技術研究所主任研究官
3年 3月 農学博士（東京大学）
10年 4月 農林水産省食品総合研究所主任研究官
11年10月 同 狀態分析研究室長
13年 4月 (独) 食品総合研究所状態分析研究室長
18年 4月 (独) 農業・食品産業技術総合研究機構
食品総合研究所食品分析研究領域状態分析ユニット長
21年 4月 同 食品分析研究領域長
25年 4月 日本獣医生命科学大学応用生命科学部教授
30年 7月 食品安全委員会委員（非常勤）

現 職 日本獣医生命科学大学応用生命科学部教授
食品安全委員会委員（非常勤）

食品安全委員会委員

かさい
香西 みどり

生 年 月 日 昭和30年5月26日（65歳）

昭和53年 3月 お茶の水女子大学家政学部卒業
4月 日新製糖（株）研究部
59年 3月 お茶の水女子大学大学院家政学研究科修士課程修了
4月 同 家政学部教務補佐員
平成 6年 4月 同 生活科学部助手
7年12月 学術博士（お茶の水女子大学）
11年 4月 お茶の水女子大学生活科学部助教授
18年12月 同 教授
19年 4月 同 大学院人間文化創成科学研究科教授
27年 4月 同 基幹研究院教授
30年 7月 食品安全委員会委員（非常勤）

現 職 お茶の水女子大学基幹研究院教授
食品安全委員会委員（非常勤）

食品安全委員会委員

たかはら　わ　き
高原　和紀

(通称：まつなが　わ　き
松永　和紀)

生　年　月　日　昭和38年11月28日（57歳）

昭和62年 3月 京都大学農学部卒業

平成 元年 3月 同 大学院農学研究科修士課程修了

4月 (株)毎日新聞社記者

11年 5月 科学ジャーナリストとして独立

23年 3月 (一社)フードコミュニケーションコンパス代表
(～28年5月)

現 職 科学ジャーナリスト

預金保険機構理事

おおつか ひでみつ
大塚 英充

生年月日 昭和33年9月22日（62歳）

昭和57年	3月	慶應義塾大学経済学部卒業
	4月	(株)東京銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行
平成18年	1月	(株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行） シンガポール支店副支店長
19年	9月	同 国際審査部長
21年	6月	同 執行役員 国際審査部長
	12月	兼中小企業金融円滑化室室長
22年	5月	同 執行役員 香港総支配人 兼香港支店長
24年	5月	同 執行役員 監査部長
25年	5月	同 執行役員 本部賛事役
	6月	退職
	6月	(株)東京クレジットサービス代表取締役専務
28年	6月	同 代表取締役副社長
29年	6月	同 代表取締役社長
		現職 (株)東京クレジットサービス代表取締役社長（辞職予定）

預金保険機構理事

ふくた まさのぶ
福田 正信

生年月日 昭和40年12月1日（55歳）

昭和63年	3月	東京大学経済学部卒業
	4月	警察庁入庁
平成3年	7月	長崎県警察本部刑事部捜査第二課長
4年	9月	愛知県警察本部警備部公安第一課長
6年	6月	国税庁課税部所得税課国税実査官・倉吉税務署長
7年	7月	警察庁長官官房人事課付
	8月	生活安全局地域課課長補佐
8年	3月	同 生活安全企画課課長補佐
10年	8月	愛知県警察本部刑事部捜査第二課長
12年	8月	警察庁刑事局刑事企画課課長補佐
14年	9月	宮崎県警察本部警務部長
16年	4月	人事院事務総局人材局研修指導課専門官 (人事院行政官国内研究員(司法修習コース))
17年10月		警察庁長官官房企画官 兼生活安全局生活安全企画課理事官
19年	3月	同 生活安全局少年課少年保護対策室長 兼生活安全局付
20年	7月	経済産業省北海道経済産業局総務企画部長
22年	8月	警察大学校生活安全教養部長
24年	3月	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
25年	9月	島根県警察本部長
27年	8月	警察庁長官官房国家公安委員会会務官
28年1月	1月	栃木県警察本部長
30年	1月	内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官 兼大臣官房審議官(共生社会政策担当・死因究明担当)
令和2年	1月	福岡県警察本部長
	3月	警察庁長官官房付

現職 警察庁長官官房付（辞職予定）

国地方係争処理委員会委員

きくち よういち
菊池 洋一

生年月日 昭和28年8月27日（67歳）

昭和51年 3月 東京大学法学部卒業
53年 4月 東京地方裁判所判事補
平成18年 6月 法務省大臣官房司法法制部長
20年 1月 東京高等裁判所判事
22年 3月 徳島地方・家庭裁判所長
23年 9月 京都地方裁判所長
25年 6月 東京高等裁判所判事 部総括
29年10月 広島高等裁判所長官
30年 8月 定年退官
11月 弁護士登録
桃尾・松尾・難波法律事務所勤務

現 職 弁護士（桃尾・松尾・難波法律事務所）

国地方係争処理委員会委員

やまだ としお
山田 俊雄

生年月日 昭和29年2月25日（67歳）

昭和53年 3月 東京大学法学部卒業
55年 4月 大阪地方裁判所判事補
平成11年 4月 東京地方裁判所判事
13年 3月 司法研修所教官
17年 7月 証券取引等監視委員会事務局次長
19年 7月 東京地方裁判所判事 部総括
23年 3月 函館地方・家庭裁判所長
24年 7月 東京地方・家庭裁判所立川支部長
26年 6月 東京高等裁判所判事 部総括
29年 3月 さいたま地方裁判所長
31年 2月 定年退官
4月 首都大学東京（現東京都立大学）法学部教授
令和元年 7月 弁護士登録
小澤英明法律事務所勤務

現 職 東京都立大学法学部教授
弁護士（小澤英明法律事務所）

国地方係争処理委員会委員

こたか しょう
小高 咲

生年月日 昭和37年6月21日（58歳）

昭和61年 3月 東京大学法学部卒業
4月 日本銀行入行
平成26年 6月 同 業務局参事役
27年10月 同 文書局参事役
29年 6月 同 札幌支店長
令和 2年 7月 同 退職
8月 (株) 北海道二十一世紀総合研究所副社長執行役員

現 職 (株) 北海道二十一世紀総合研究所副社長執行役員

国地方係争処理委員会委員

せいいち ともこ
勢一 智子

生年月日 昭和45年5月5日（50歳）

平成 5年 3月 九州大学法学部卒業
7年 3月 同 大学院法学研究科修士課程修了（修士）
10年 3月 同 大学院法学研究科博士課程単位修得退学
4月 西南学院大学法学部講師
13年 4月 同 法学部助教授
19年 4月 同 法学部教授

現 職 西南学院大学法学部教授

国地方係争処理委員会委員

つじ たく や
辻 琢也

生年月日 昭和37年8月18日（58歳）

昭和60年 3月 東京大学教養学部卒業

平成 2年 7月 東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位修得満期退学
(平成6年2月博士号取得)

8月 同 教養学部助手

4年10月 埼玉大学大学院政策科学研究科講師

6年 1月 同 助教授

9年10月 政策研究大学院大学政策研究科助教授

15年 4月 同 教授

17年 4月 一橋大学大学院法学研究科教授

26年12月 同 副学長（～28年11月）

28年12月 同 理事・副学長（～30年11月）

30年 4月 国地方係争処理委員会委員（非常勤）

現 職 一橋大学大学院法学研究科教授

国地方係争処理委員会委員（非常勤）

公害等調整委員会委員

わこう としひこ
若生 俊彦

生年月日 昭和32年5月19日（63歳）

昭和56年 3月 早稲田大学政治経済学部卒業
56年 4月 行政管理庁採用
平成10年 7月 総務庁行政監察局監察官
13年 1月 総務省行政管理局管理官
15年 8月 同 行政評価局評価監視官
17年 8月 同 大臣官房参事官（総務課担当）
18年 7月 同 行政評価局総務課長
20年 7月 同 大臣官房会計課長
21年 7月 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
命 内閣官房行政改革推進室次長（～24年9月）
24年 1月 兼命 内閣官房行政改革実行本部事務局審議官（～24年12月）
9月 総務省大臣官房審議官（行政管理局担当）
25年 6月 同 行政管理局長
26年 5月 内閣官房内閣人事局人事政策統括官（行政組織担当）
29年 7月 総務省総務審議官（行政制度担当）
令和元年 7月 退職
11月 富士通(株)シニアアドバイザー

現 職 富士通(株)シニアアドバイザー（辞職予定）

公害等調整委員会委員

おおはし よういち
大橋 洋一

生年月日 昭和34年7月20日（61歳）

昭和57年 3月 静岡大学人文学部法学科卒業
59年 3月 東京大学大学院法学政治学研究科公法専攻修士課程修了
63年 3月 同 博士課程修了
63年 4月 九州大学法学部助教授
平成10年 7月 同 法学部教授
11年 4月 同 大学院法学研究科教授
12年 4月 同 大学院法学研究院教授
19年10月 同 名誉教授
学習院大学専門職大学院法務研究科教授
25年 4月 同 法務研究科長（～29年3月）

現 職 学習院大学専門職大学院法務研究科教授

日本銀行政策委員会審議委員

なか がわ じゅん こ
中 川 順 子

生 年 月 日 昭和 40 年 7 月 26 日 (55 歳)

昭和 63 年 3 月 神戸大学文学部卒業
4 月 野村證券(株)入社
平成 13 年 7 月 同 財務部ファイナンシャル・プランニング課長
16 年 3 月 同 退社
20 年 4 月 野村ヘルスケア・サポート&アドバイザリー(株)代表取締役社長
22 年 6 月 野村ホールディングス(株)マネージング・ディレクター (Co-Deputy C F O)
23 年 4 月 同 執行役 財務統括責任者 (C F O)
25 年 4 月 同 執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
29 年 4 月 野村アセットマネジメント(株)執行役専務兼チーフ・リスク・オフィサー (C R O)
31 年 4 月 同 CEO 兼代表取締役社長
野村ホールディングス(株)執行役 アセット・マネジメント部門長

現 職 野村アセットマネジメント(株)CEO 兼代表取締役社長 (辞職予定)
野村ホールディングス(株)執行役 アセット・マネジメント部門長 (辞職予定)

労働保険審査会委員

植木 敬介
うえき けいすけ

生年月日 昭和33年3月20日(63歳)

- 昭和 57年 3月 東京大学医学部医学科卒業
59年10月 寺岡記念病院脳神経外科医員(~61年3月)
平成 3年 6月 米国メイヨークリニック脳神経外科臨床フェロー
5年 5月 医学博士(東京大学)
7月 米国マサチューセッツ総合病院・ハーバード大学脳神経外科神経腫瘍学研究室フェロー
9年11月 東京大学医学部脳神経外科助手
14年 7月 獨協医科大学医学部講師(脳神経外科講座)
15年 7月 同 助教授(同講座)
19年 4月 同 准教授(同講座)
20年 5月 獨協医科大学病院腫瘍センター(現総合がん診療センター)長(兼任)
10月 獨協医科大学医学部教授(脳神経外科講座)

現 職 獨協医科大学医学部教授
兼獨協医科大学病院総合がん診療センター長(辞職予定)

中央社会保険医療協議会公益委員

あきやま みき
秋山 美紀

生年月日 昭和43年2月13日(53歳)

平成 3年 3月 慶應義塾大学法学部政治学科卒業
4月 (株)仙台放送入社
平成13年 11月 ロンドン大学政治経済大学院修士課程修了
平成18年 12月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士課程修了
19年 4月 同 総合政策学部専任講師
21年 4月 同 医学部兼任講師
22年 4月 同 総合政策学部准教授
4月 同 医学部兼任准教授
24年 4月 同 環境情報学部准教授
4月 同 大学院政策・メディア研究科委員
27年12月 同 大学院医学研究科博士課程修了
29年 4月 同 環境情報学部教授
4月 同 医学部兼任教授
4月 同 大学院健康マネジメント研究科委員
令和元年 6月 中央社会保険医療協議会公益委員(非常勤)

現 職 慶應義塾大学環境情報学部教授
同 医学部兼任教授
同 大学院政策・メディア研究科委員
同 大学院健康マネジメント研究科委員
中央社会保険医療協議会公益委員(非常勤)

中央社会保険医療協議会公益委員

いいづか としあき
飯塚 敏晃

生年月日 昭和39年6月24日(56歳)

- 昭和62年 3月 東京大学工学部航空学科卒業
- 平成 元年 3月 同 大学院工学系研究科航空学専攻修士課程修了
- 4月 (株)コーポレイトディレクション入社
- 8年 5月 米国コロンビア大学国際行政大学院修士課程修了
- 13年 7月 米国バーンダービルト大学オーウェン経営大学院助教授
- 9月 米国カリフォルニア大学ロサンゼルス校
博士課程修了(経済学PhD取得)
- 17年 6月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科助教授
- 19年 4月 同 教授
- 21年 4月 慶應義塾大学経済学部教授
- 22年 4月 東京大学大学院経済学研究科教授
- 23年 4月 同 公共政策大学院教授(～31年3月)
- 28年 4月 同 院長(～30年3月)

現 職 東京大学大学院経済学研究科教授

運輸審議会委員

わ だ た か し
和 田 貴 志

生年月日 昭和28年7月26日（67歳）

昭和51年 9月	神戸商船大学商船学部卒業
10月	日本通運(株)入社
平成16年 6月	同 門司海運支店長
18年10月	同 アジア・オセアニア地域海運貨物部長
20年 5月	同 横浜国際輸送支店長
21年 5月	同 常務理事
22年 5月	同 執行役員
24年 5月	同 常務執行役員
26年 5月	同 顧問
6月	同 常勤監査役
30年 7月	運輸審議会委員（非常勤）
現 職	運輸審議会委員（非常勤）

国家公務員法（抄）

（昭和二十二年十月二十一日 法律第二百二十号）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

② 人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

〔第三項及び第四項 略〕

（人事官）

第五条 人事官は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本

位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関する識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を経て、内閣が任命する。

② 人事官の任命は、天皇が認証する。

③ 次の各号のいずれかに該当する者は、人事官となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

三 第三十八条第二号又は第四号に該当する者

④ 任命の日以前五年間において、政党の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力を有する政党員であつた者又は任命の日以前五年間において、公選による国若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事院規則で定めるところにより、人事官となることができない。

⑤ 人事官の任命については、そのうちの二人が、同一の政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならない。

（宣誓及び服務）

第六条 人事官は、任命後、人事院規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

② 第三章第七節の規定は、人事官にこれを準用する。

（任期）

第七条 人事官の任期は、四年とする。但し、補欠の人事官は、前任者の残任期間を在任する。

② 人事官は、これを再任することができる。但し、引き続き十二年を超えて在任することはできない。

③ 人事官であつた者は、退職後一年間は、人事院の官職以外の官職に、これを任命することができない。

(人事官の給与)

第十条 人事官の給与は、別に法律で定める。

(総裁)

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

②

人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

③ 人事院総裁に事故のあるとき、又は人事院総裁が欠けたときは、先任の人事官が、その職務を代行する。

(人事院会議)

第十二条 定例の人事院会議は、人事院規則の定めるところにより、少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常例としなければならない。

〔第二項から第六項まで 略〕

(人事院の職員の兼職禁止)

第十五条 人事官及び事務総長は、他の官職を兼ねてはならない。

附 則 (抄)

第三条 第五条第五項にいう大学学部には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学学部及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含むものとする。

食品安全基本法（平成十五年五月二十三日法律第四十八号）（抄）

第三章 食品安全委員会

（設置）

第二十一条 内閣府に、食品安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十一条第一項の規定（※1）により、内閣総理大臣に意見を述べること。

二 次条の規定（※2）により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

三 前号の規定により行つた食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安

全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

四 第二号の規定により行つた食品健康影響評価の結果に基づき講じられたる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。

（研究）

六 第二号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行ふこと。

七 第二号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

※1 内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、食品の健康影響評価の実施、緊急の事態への対処等に関する体制の整備等に関する基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

※2 関係各大臣は、食品衛生法により食品衛生上の危害の発生を防止するため食品の販売を禁止する場合、農薬取締法により原材料に照らし農作物、人畜等に害を及ぼすおそれがないことが明らかである農薬を指定する場合、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律により飼料添加物を指定する場合等には、食品安全委員会の意見を聽かなければならない。

2 委員会は、前項第二号の規定に基づき食品健康影響評価を行つたときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行つたとき、又は第一項第三号若し

くは第四号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第一項第三号又は第四号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(組織)

第一十八条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

(委員の任命)

第一十九条 委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は

(委員の服務)

第三十一条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の罷免)

第三十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができます。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第三十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を得ない。

目的とする業務を行つてはならない。

第三十三条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第三十四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三十五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第一項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員は、委員長とみなす。

(専門委員)

第三十六条 委員会に、専門の事項を調査審議せらるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

預金保険法

(昭和四十六年法律第三十四号) (抄)

第二章 預金保険機構

第四節 役員等

(役員)

第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

- 第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
3 監事は、機構の業務を監査する。
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣及び財務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

- 第二十六条 役員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
2 役員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、役員を任命することができる。
3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその役員を解任しなければならない。

(役員の欠格条項)

- 第二十七条 役員の任期は、二年とする。
2 役員は、再任されることができる。
3 役員の任期が満了したときは、当該役員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第二十九条 内閣総理大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
2 内閣総理大臣は、役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができない。

(役員の兼職禁止)

- 第三十条 役員(監事を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理権の制限)

- 第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第三十二条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部

に關する一切の裁判上又は裁判外の行為を行ふ権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務等)

第三十三条 第二十二条及び第二十三条の規定は、役員及び職員について準用する。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第一款 国地方係争処理委員会

（設置及び権限）

第一百五十条の七 総務省に、国地方係争処理委員会（以下本節において「委員会」という。）を置く。
2 委員会は、普通地方公共団体に対する國又は都道府県の関与のうち国の行政機關が行うもの（以下本節において「國の関与」という。）に関する審査の申出につき、「この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二百五十条の八 委員会は、委員五人をもつて組織する。
2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち一人以内は、常勤とすることができる。

（委員）

第二百五十条の九 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。
2 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつてはならない。
3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承

認を得なければならぬ。「この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。」

5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

8 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

9 総務大臣は、両議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免するものとする。

一 委員のうち何人も属していないかつた同一の政党その他の政治団体新たに三人以上の委員が属するに至った場合においては、「これらの者のうち二人を超える員数の委員

二 委員のうち一人が既に属している政党その他の政治団体新たに二人以上の委員が属するに至った場合においては、「これらの者のうち一人を超える員数の委員

10 総務大臣は、委員のうち二人が既に属している政党その他の政治団体新たに属するに至つた委員を直ちに罷免するものとする。

11 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるととき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行ができる。

12 委員は、第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

14 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

15

常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

16 委員は、自己に直接利害関係のある事件については、その議事に参与する」とができない。

17 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第一百五十条の十 委員会に、委員長を置き、委員の互選により「これを定める。」

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第一百五十条の十一 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をする」とができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で「これを決し、可否同数のときは、委員長の決する」とによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(政令への委任)

第一百五十条の十一 「この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。」

第一款 国地方係争処理委員会による審査の手続

(国の関与に関する審査の申出)

第一百五十条の十三 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する國の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの(次に掲げるものを除く。)に不服があるときは、委員会に対し、当該國の関与を行つた國の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

1 第二百四十五条の八第二項及び第十三項の規定による指示

2 第二百四十五条の八第八項の規定に基づき都道府県知事に代わって同条第二項の規定による指示に係る事項を行うこと。

3 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第八項の規定による指示

4 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わって前号の指示に係る事項を行うこと。

2 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する國の不作為(國の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの國の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをするべきにかかるわらず、これをしない)とをいう。以下本節において同じ。)に不服があるときは、委員会に対し、当該國の不作為に係る國の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する當該普通地方公共団体の法令に基づく協議の申出が國の行政庁に対して行われた場合において、當該協議に係る當該普通地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず、當該協議が調わないときは、委員会に対し、當該協議の相手方である國の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をることができる。

4 第一項の規定による審査の申出は、當該國の関与があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、天災その他同項の規定による審査の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、二

の限りでない。

5 前項ただし書の場合における第一項の規定による審査の申出は、その理由がやんだ日から一週間以内にしなければならない。

6 第一項の規定による審査の申出に係る文書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(第二百六十条の二第十二項において「信書便」という。)で提出した場合における前二項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

7 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、第一項から第三項までの規定による審査の申出(以下本款において「国の関与に関する審査の申出」という。)をしようとするときは、相手方となるべき国の行政庁に對し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。

(審査及び勧告)

第二百五十条の十四 委員会は、自治事務に関する国の関与について前条第一項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、相手方である国の行政庁の行つた国の関与が違法でなく、かつ、普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当でないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国(の)の行政庁に通知するとともに、これを公表し、当該国(の)の行政庁の行つた国の関与が違法又は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であると認めるときは、当該国(の)の行政庁に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告する。委員会は、前条第一項の規定による審査の申出があつた場合は、当該審査の申出に係る協議について当該協議に係る普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査し、理由を付してその結果を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、「これを公表しなければならない。」

4 委員会は、前条第三項の規定による審査の申出があつたときは、当該審査の申出に係る協議について当該協議に係る普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査し、理由を付してその結果を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、「これを公表しなければならない。」

5 前各項の規定による審査及び勧告は、審査の申出があつた日から九十日以内に行わなければならない。

(関係行政機関の参加)

第二百五十条の十五 委員会は、関係行政機関を審査の手続に参加させる必要があると認めるときは、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは当該関係行政機関の申立てにより又は職権で、当該関係行政機関を審査の手続に参加させることができる。

2 委員会は、前項の規定により関係行政機関を審査の手続に参加させるときは、あらかじめ、当該国の関与に関する審査の申出をした普通地方

てその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び当該国の行政庁に通知するとともに、「これを公表し、当該国の行政庁に對し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、「これを公表しなければならない。」

3 委員会は、前条第二項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、当該審査の申出に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に通知するとともに、「これを公表し、当該審査の申出に理由があると認めるときは、当該国(の)の行政庁に對し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講すべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、「これを公表しなければならない。」

公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁並びに当該関係行政機関の意見を聴かなければならない。

(証拠調べ)

第一百五十条の十六 委員会は、審査を行うため必要があると認めるときは、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは前条第一項の規定により当該審査の手続に参加した関係行政機関(以下本条において「参加行政機関」という。)の申立てにより又は職権で、次に掲げる証拠調べをすることができる。

一 適当と認める者に、参考人としてその知つてゐる事実を陳述させ、

二 書類その他の物件の所持人に對し、その物件の提出を求め、又はその提出された物件を留め置くこと。

三 必要な場所につき検証すること。

四 国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁若しくは参加行政機関又は「これら」の職員を審査すること。

2 委員会は、審査を行うに當たつては、国との関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政庁及び参加行政機関に証拠の提出及び陳述の機会を与えるなければならない。

(国の関与に関する審査の申出の取下げ)

第二百五十条の十七 國の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、第二百五十条の十四第一項から第四項までの規定による審査の結果若しくは勧告があるまで又は第二百五十条の十九第二項の規定により調停が成立するまでは、いつでも当該国の関与に関する審査の申出を取り下げることができる。

2 國の関与に関する審査の申出の取下げは、文書でしなければならない。

(国の行政庁の措置等)

第二百五十条の十八 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告があつたときは、当該勧告を受けた国の行政庁は、当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならない。この場合においては、委員会は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

2 委員会は、前項の勧告を受けた国の行政庁に對し、同項の規定により講じた措置についての説明を求めることができる。

(調停)

第二百五十条の十九 委員会は、國の関与に関する審査の申出があつた場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを当該國の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

2 前項の調停案に係る調停は、調停案を示された普通地方公共団体の長その他の執行機関及び國の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が委員会に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、委員会は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関及び國の行政庁にその旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第二百五十条の二十 この法律に規定するもののほか、委員会の審査及び勧告並びに調停に關し必要な事項は、政令で定める。

第五款 普通地方公共団体に対する國又は都道府県の関与に関する訴え

(国の関与に関する訴えの提起)

第一百五十二条の五 第一百五十条の十三第一項又は第二項の規定による

審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁(国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十条の十八第一項の規定による国の行政庁の措置に不服があるとき。

三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。

四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 前項第二号の場合は、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内

三 前項第三号の場合は、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 第一項の訴えは、当該普通地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所の管轄に専属する。

4 原告は、第一項の訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を被告に通知するとともに、当該高等裁判所に対し、その通知をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

5 当該高等裁判所は、第一項の訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。

6 第一項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

7 国の関与を取り消す判決は、関係行政機関に対しても効力を有する。

8 第一項の訴えのうち違法な国の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかるらず、同法第八条第二項、第十一條から第二十二条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。

9 第一項の訴えのうち國の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

10 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについて、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(普通地方公共団体の不作為に關する國の訴えの提起)

第一百五十二条の七 第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為(是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相當の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなければならないにもかかわらず、これを講じない)ことをいう。以下この項、

次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。)に係る普通地方公共団体の行政庁(当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁)を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をせず(審査の申出後に第二百五十条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 委員会が第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。)において同じ。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十三第四項本文の期間
二 前項第二号イの場合は、第二百五十二条の五第一項第一号、第一号

又は第四号に掲げる期間、
三 前項第一号ロの場合は、第二百五十二条の五第一項第三号に掲げる期間

4 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第一項の規定は、準用しない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

◎公害等調整委員会設置法

(昭和四十七年六月三日法律第五十一号)

(目的)

第一条 この法律は、公害等調整委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定める」とを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、公害等調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公害に係る紛争のあつせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。
- 二 鉱区禁止地域の指定に関すること。
- 三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の定めるところにより不服の裁定を行うこと。
- 四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十七条第一項又は第二百三十一条第一項の意見述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職權の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職權を行なう。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するとときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ない、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかるわらず、本人を除く全員の一致がなければならぬ。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害等調整委員会規則を制定することができる。

(公聴会)

第十四条 委員会は、必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

(資料提出の要求等)

第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第十七条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(専門委員)

第十八条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第十一条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(事務局)

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に置かれる職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(罰則)

第二十条 第十一条第一項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

◎公害紛争処理法

(昭和四十五年六月一日法律第百八号) 抄

(仲裁委員の指名等)

第二十九条 中央委員会又は審査会等による仲裁は、三人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行なう。

2 前項の仲裁委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 第一項の仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る仲裁委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

(裁定委員の指名等)

第四十二条 中央委員会による裁定は、三人又は五人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行なう。

2 前項の裁定委員は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、中央委員会の委員長が指名する。

3 第三十九条第三項の規定は、第一項の裁定委員会について準用する。

日本銀行法（平成9年法律第89号）（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 日本銀行は、我が国の中銀として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

（通貨及び金融の調節の理念）

第2条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。

（日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）

第3条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

（政府との関係）

第4条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

（業務の公共性及びその運営の自主性）

第5条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

2 この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

第2章 政策委員会

（設置）

第14条 日本銀行に、政策委員会（以下この章及び次章において「委員会」という。）を置く。

（権限）

第15条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 第33条第1項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率

並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更

- 二 第 33 条第 1 項第二号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更
 - 三 準備預金制度に関する法律（昭和 32 年法律第 135 号）第 4 条第 1 項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止
 - 四 第 33 条第 1 項第三号に規定する手形、債券又は電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下この号及び第 33 条第 1 項において同じ。）の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形、債券又は電子記録債権の種類及び条件その他の事項の決定又は変更
 - 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更
 - 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更
- 2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。
- 一 第 37 条第 1 項の規定による貸付けの実施及び第 38 条第 2 項の規定による業務の実施
 - 二 第 39 条第 1 項の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項
 - 三 第 40 条第 3 項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして財務大臣が定めるもののため行う外国為替の売買の実施、第 41 条に規定する業務に係る各外国中央銀行等（同条に規定する外国中央銀行等をいう。）との取引の開始及び第 42 条の規定による取引の実施
 - 四 第 43 条第 1 項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項
 - 五 第 44 条第 1 項に規定する考查に関する契約の内容及び毎事業年度の考查の実施に関する重要事項
 - 六 定款の変更
 - 七 業務方法書の作成又は変更
 - 八 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止
 - 九 組織及び定員に関する重要事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 十 第 31 条第 1 項に規定する給与等の支給の基準及び第 32 条に規定する服務に関する準則の作成又は変更
 - 十一 不動産その他の重要な財産の取得又は処分
 - 十二 経費の予算（第 51 条第 1 項に規定する経費の予算をいう。）の作成又は変更、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剰余金の処分その他の会計に関する重要事項

十三 第 54 条第 1 項に規定する報告書の作成及び第 55 条に規定する業務概況書の作成

十四 第 59 条に規定する規程の作成又は変更

十五 この法律の規定により委員会が定め、又はこの法律若しくは他の法令の規定により委員会が行うこととされる事項

十六 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項

3 委員会は、日本銀行の役員（監事及び参与を除く。）の職務の執行を監督する。

（組織）

第 16 条 委員会は、委員九人で組織する。

2 委員は、審議委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもってこれに充てる。この場合において、日本銀行の総裁及び副総裁は、第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、それぞれ独立して委員の職務を執行する。

3 委員会に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 議長は、委員会の会務を総理する。

5 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

第 3 章 役員及び職員

（役員）

第 21 条 日本銀行に、役員として、審議委員六人のほか、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。

（役員の職務及び権限）

第 22 条 総裁は、日本銀行を代表し、委員会の定めるところに従い、日本銀行の業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、日本銀行の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、財務大臣、内閣総理大臣又は委員会に意見を提出することができる。

5 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

6 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、委員会の諮問に応じ、又は必要があると認めるときは、委員会に意見を述べることができる。

(代表権の制限)

第 22 条の 2 総裁又は副総裁の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(利益相反行為)

第 22 条の 3 日本銀行と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁又は副総裁は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(役員の任命)

第 23 条 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

- 2 審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。
- 3 監事は、内閣が任命する。
- 4 理事及び参与は、委員会の推薦に基づいて、財務大臣が任命する。
- 5 総裁、副総裁又は審議委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、総裁、副総裁又は審議委員を任命することができる。
- 6 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣は、直ちにその総裁、副総裁又は審議委員を解任しなければならない。

(役員の任期)

第 24 条 総裁、副総裁及び審議委員の任期は五年、監事及び理事の任期は四年、参与の任期は二年とする。ただし、総裁、副総裁又は審議委員が欠員となった場合における補欠の総裁、副総裁又は審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 総裁、副総裁、審議委員、監事、理事及び参与は、再任されることができる。

(役員の身分保障)

第 25 条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第 23 条第 6 項後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律の規定により処罰されたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 心身の故障のため職務を執行することができないと委員会（監事にあっては、委員会及び内閣）により認められたとき。

- 2 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。
- 3 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会からその解任の求めがあったときは、当該求めがあった理事を解任することができる。

(役員の行為制限)

- 第 26 条 日本銀行の役員（参与を除く。以下この条、第 31 条及び第 32 条において同じ。）は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。
 - 二 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動すること。
 - 三 報酬のある他の職務（役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準として第 32 条に規定する服務に関する準則で定めたものを満たすものと委員会において認めたものを除く。）に従事すること。
 - 四 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。
- 2 日本銀行の役員が国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となったときは、当該役員は、その役員たる職を辞したものとみなす。

(役員及び職員の秘密保持義務)

- 第 29 条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(給与等の支給の基準)

- 第 31 条 日本銀行は、その役員及び職員の報酬（賞与その他の金銭の給付を含む。）、給与（賞与その他の金銭の給付を含む。）及び退職手当（次項において「給与等」という。）の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 前項に規定する給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定められなければならない。

(服務に関する準則)

- 第 32 条 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の服務に関する準則を定め、これを財務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一
年法律第百二十六号）（抄）

（委員の任命）

第二十七条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

第一節 設置及び組織

（設置）

第二十五条 労働者災害補償保険法第三十八条及び雇用保険法第六十九条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する再審査請求の事件を取り扱うほか、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第八十四条第一項の規定による審査の事務を取り扱う。

（組織）

第二十六条 審査会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

（任期）

第二十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(職権の行使)

第二十九条 委員は、独立してその職権を行う。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならぬ。

(合議体)

第三十三条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査請求の事件又は審査の事務を取り扱う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が三説に分かれた場合

(罷免)

第三十一条 厚生労働大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第三十二条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により常勤の委員のうちから定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

第三十三条の二 前条第一項又は第二項の合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に故障があるときは、第三十二条第三項の規定により会長を代理する常勤の委員が審査長となる。

第三十三条の三 第三十三条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、六人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第三十三条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第三十三条第二項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの五人以上の者の賛成をもつて決する。

(委員会議)

第三十三条の四 審査会の会務の処理（再審査請求の事件又は審査の事務の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（以下「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2 委員会議は、会長を含む過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会が第三十条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

(給与)

第三十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第三十五条 常勤の委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

社会保険医療協議会法
(昭和二十五年三月三十一日法律第四十七号)

(設置)

- 第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。
2 各地方厚生局(地方厚生支局を含む。)に、地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。
- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十八条第二項の規定による定めに関する事項
- 二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項
- 三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第五号の規定による定め(同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。)、同法第七十条第一項及び第三項並びに第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)、船員保険法第五十四条第二項の規定による厚生労働省令、同法第六十五条第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項
- 2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

(組織)

- 第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。
- 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人
- 二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人
- 三 公益を代表する委員 六人
- 2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。
- 3 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たっては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。

- 6 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。
- 7 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。
- 8 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めの場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 10 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

- 第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。
- 2 委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 第五条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。
- 2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第六条 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

- 第七条 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

- 2 会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

- 第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を尊重するものとする。

- 2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(雑則)

- 第九条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

国土交通省設置法（抄）

（平成十一年七月十六日法律第百号）

第五款 運輸審議会

（所掌事務等）

第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）、道路運送法（昭和二十六年法律第一百八十三号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）、海上運送法、内航海運業法（昭和二十七年法律第一百五十一号）、内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第一百六十一号）、港湾法及び航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分等に係るものを處理する。

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

3 第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に

規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分等及び第二項に規定する裁決に關し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

（組織）

第十六条 運輸審議会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち四人は、非常勤とする。

（会長）

第十七条 運輸審議会に、会長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を總理し、運輸審議会を代表する。

3 運輸審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する常勤の委員を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十八条 委員は、年齢三十五年以上の者で広い経験と高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることできないときは、国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず

ず、委員を任命する」とができる。

- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後
の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の
事後の承認を得られないときは、国土交通大臣は、直ちにそ
の委員を罷免しなければならない。

- 4 常勤の委員は、他の政府職員の職を兼ねてはならない。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命
されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

(委員の罷免)

第二十条 国土交通大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂
行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その
他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、
両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務等)

第二十一条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、
又は盜用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、
又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 3 常勤の委員は、在任中、国土交通大臣の許可のある場合を

除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営
み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならな
い。

- 第二十二条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の給与)